

入札説明書

調達役務名

新潟市共通基盤システム
機器賃貸借及び保守業務

平成 29 年 1 月

新潟市 総務部 I T 推進課

目次

1. 競争入札に付する事項	1
2. 入札に参加する者に必要な要件	2
3. 担当部署	2
4. 入札参加申請等の手続き	3
4.1. 入札参加申請	3
4.2. 入札参加資格確認結果の通知	4
4.3. 入札参加資格の喪失	4
4.4. 入札参加を辞退する場合	4
5. 入札保証金	4
6. 入札及び開札	4
6.1. 調達に関する質問	5
6.2. 入札書の作成	5
6.3. 入札・開札	7
7. 落札者の決定	9
7.1. 落札候補者が複数人であった場合	9
7.2. 落札者の公表等	9
7.3. 落札者決定の取り消し	9
8. 入札の無効	9
9. 契約保証金	10
10. 契約の締結	10
11. 留意事項	11

この入札説明書は、「政府調達に関する協定」（平成 7 年条約第 23 号）、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）、「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）、「新潟市契約規則」（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）、「新潟市物品等または特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 19 年新潟市規則第 88 号）、本件の調達に係る入札公告（以下、「入札公告」という。）のほか、新潟市（以下、「本市」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名及び数量

「新潟市共通基盤システム機器賃貸借及び保守業務」（以下、「本業務」という。）
一式（公告番号 新潟市契約公告第 1 号）

(2) 調達役務の特質など

「新潟市共通基盤システム機器賃貸借及び保守業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

新潟市総務部 I T 推進課が指定する場所

(4) 履行期限

平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日まで（60 か月間）

(5) 入札方法

契約初年度（平成29年3月1日から平成29年3月31日までの月額）分の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額の総価）を記載すること。

(6) 予定価格

3,017,260 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳：機器賃貸借 1,927,800 円 保守 1,089,460 円）

2. 入札に参加する者に必要な要件

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市の「競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (4) 「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。なお、保守業務を他の者に委託（再委託）する予定がある場合は、再委託予定範囲を含めて証明できること。

3. 担当部署

本件の入札及び本業務に関する問い合わせや書類等の提出は、次の【図表 3】に記載の所属が受け付ける。

【図表 3. 担当部署】

部署名	新潟市 総務部 IT推進課
所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 新潟市役所分館 2 階
電話番号	025-226-2530（直通）
e-mail アドレス	it_promo@city.niigata.lg.jp ※ 本件に関し、このアドレスに e-mail を送信する際は、 件名に【共通基盤】を含めること。 件名の例：【共通基盤】入札参加申請について

4. 入札参加申請等の手続き

4.1. 入札参加申請

本件の入札参加申請に関する手続きの要件は、次の【図表 4.1.(1)】に記載のとおり。

なお、入札参加者は、次の【図表 4.1.(1)】に記載した要件に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【図表 4.1.(1)入札参加申請の要件】

区分	要件
(1) 入札参加申請ができる者	「入札に参加する者に必要な要件」を全て満たしており、本市へ証明できる者。
(2) 入札参加申請期限	平成 29 年 1 月 31 日（火曜）午後 5 時
(3) 入札参加申請書類と提出方法	次の【図表 4.1.(2)】で示す各種書類について、必要事項を記入・押印のうえ、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ提出すること。 なお、入札参加申請期限までに、【図表 4.1.(2)】に記載した各種書類を提出しない場合は、本件の入札に参加することができない。
(4) 持参による提出の場合	持参により提出する場合は、事前に「3. 担当部署」へ電話で連絡したうえで、入札参加申請期限までの土曜日・日曜日・祝祭日を除く、平日午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。
(5) 郵送による提出の場合	郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札参加申請期限までに必着とすること。
(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加	競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、平成 29 年 1 月 24 日までに新潟市財務部契約課に入札参加申請書を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

【図表 4.1.(2) 入札参加申請時提出書類】

書類名	様式
ア. 一般競争入札参加申請書	様式第 1 号

書類名	様式
イ. 秘密保持誓約書	様式第 2 号
ウ. 供給機器に関する保守等の体制調書	様式第 3 号

4.2. 入札参加資格確認結果の通知

本市は、「入札参加申請書」に記載した要件を満たしていることを随時確認したうえで、平成 29 年 2 月 3 日（金曜）までに随時、入札参加資格の有無を通知する文書（以下、「入札参加資格確認結果通知書」という。）を、「一般競争入札参加申請書」に記載する「担当者連絡先」の「e-mail」アドレス（下線部を以下、「連絡先 e-mail」という。）宛に送信する。

4.3. 入札参加資格の喪失

本件の入札に参加しようとする者が、次の【図表 4.3.】に記載したいずれかの要件に該当する場合は、本件の入札参加資格を喪失するものとする。

【図表 4.3. 入札参加資格喪失の要件】

区分	要件
(1) 参加資格	本件の「入札参加資格確認結果通知書」に記載する参加資格の有無が「無」である場合。
(2) 資格要件	本件の落札者決定までの間に、前述の「2. 入札に参加する者に必要な要件」で示す資格要件を満たさなくなった場合。
(3) 虚偽	提出のあった入札参加申請書等に、虚偽の記載が認められた場合。

4.4. 入札参加を辞退する場合

本件の入札参加者が、「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた後に入札参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届（様式第 7 号）」を、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ速やかに提出すること。

5. 入札保証金

「新潟市契約規則」第 10 条第 2 号により、本件の入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

6.1. 調達に関する質問

本件の調達に関する質問の要件は、次の【図表 6.1】に記載のとおり。

【図表 6.1.調達仕様に関する質問の要件】

区分	要件
(1) 質問受付期限	平成 29 年 1 月 25 日（水曜）午後 5 時
(2) 様式	質問の様式は、「調達に関する質疑書（様式第 11 号）」を用いること。「調達に関する質疑書（様式第 11 号）」を用いない質問は受け付けない。
(3) 質疑書の送付先	「3. 担当部署」へ e-mail で行うこと。 なお、質疑書の電子ファイルは暗号化して、e-mail にファイルを添付し、事前に「3. 担当部署」へ暗号化の方法やパスワードを連絡すること。
(4) 回答の書式	受け付けた質問と回答を本市で取りまとめ、一覧表形式で作成した回答書を、本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者全員の「連絡先 e-mail」宛に、適宜回答書を送付する。 なお、質問者が特定できる情報等を省略したうえで、質問と回答の内容を伝える

6.2. 入札書の作成

入札参加者は、入札書の作成にあたり、以下の記載を考慮すること。

(1) 入札書等の記載事項

本件の入札書に記載する要件は、次の【図表 6.2.(1)】に記載のとおり。

【図表 6.2.(1) 入札書の記載事項要件】

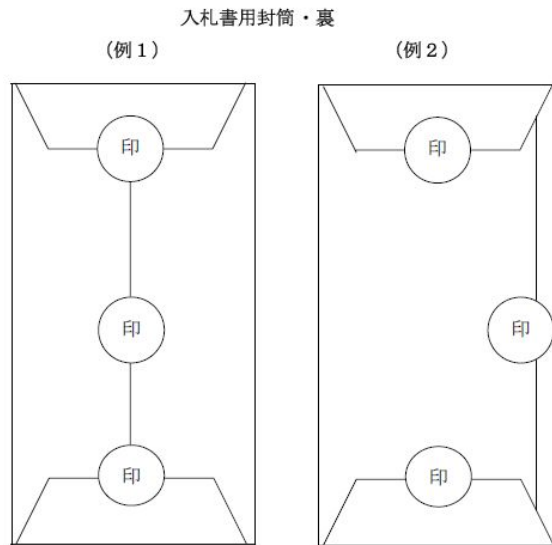
区分	要件
ア. 住所・氏名等	入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名を記載し、押印を行うこと。 なお、外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。次の「イ.受任者」についても同じ。
イ. 受任者	代理人が入札する場合は、前述の「ア.住所・氏名等」に

区分	要件
	加え、受任者となる代理人の氏名を記載し、押印を行うこと。
ウ. 入札金額	本業務は、60 か月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 か月分）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。
エ. 使用する言語	入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。 また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
オ. 記載事項の訂正	入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。 なお、記載にあたっては、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペン等、安易に訂正できる文房具を用いないこと。 また、委任状についても同様とする。

(2) 入札書等の封筒と封かん

- 入札書は、任意の封筒に入れ、その封皮に入札の日付・品名・入札参加者の氏名（法人にあつてはその名称又は商号）を記載すること。
- 入札書を入れた封筒は、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目 1 辺につき 1 か所ずつ封印（押印）を行うこと。使用する印については、前述の「ア. 住所・氏名等」の規定に準ずる。
- 封かんの方法は、次の【図表 6.2.(2)】を参考にすること。
- 郵便により入札する場合も、同様の方法で封かんすること。ただし、入札書の他に、本市から交付された「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを同封すること。
- 郵便による場合は、二重封筒となるよう外封筒に入れ、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きすること。
- 郵便による場合で、委任状を提出する場合は、外封筒に同封すること。

【図表 6.2.(2)入札書用封筒の封かん】



6.3. 入札・開札

本件の入札の要件は、次の【図表 6.3.】に記載のとおり。

入札参加者又はその代理人は、本書、仕様書及び規則など、本件の入札に関する資料を熟知のうえ、入札をすること。

【図表 6.3.入札・開札の要件】

区分	要件
(1) 入札ができる者	本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者または代理人（民法上の復代理人を含む）。
(2) 入札・開札日時	平成 29 年 2 月 14 日（火曜）午前 11 時開始 なお、入札・開札の場所は、入札の開始時刻約 15 分前に開場する予定である。
(3) 入札・開札場所	新潟市役所 分館 3 階 1-302 会議室
(4) 入札方法	入札参加者は、入札書（様式第 9 号）を提出すること。 また、本市が指定する日時までに入札しない場合は、本件の入札を辞退したものとする。
(5) 持参による入札	入札・開札日時までに、入札書を入札・開札場所

区分	要件
	へ持参すること。
(6) 郵送による入札	郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、平成 29 年 2 月 13 日（月曜日）午後 5 時までに、「3. 担当部署」へ必着とすること。
(7) 入場時	<p>入札参加者は、入札・開札場所に入場する際に、社員証等の身分を示すものを入札担当者へ提示のうえ、入札担当者へ本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写し及び名刺を提出すること。</p> <p>なお、代理人が入札する場合は、「委任状（様式第 8 号）」を合わせて提出すること。</p>
(8) 入退室の制限	<p>入札・開札場所には、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者・代理人（民法上の復代理人を含む）だけが入室することができる。</p> <p>ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める。</p> <p>また、入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札・開札場所を退室することはできない。</p>
(9) 入札の中止又は延期	不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、開札を中止し、又は開札期日を延期することがある。
(10) 抽選	談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定する場合がある。
(11) 開札	開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(12) 再入札	予定価格を公表するため実施しない。
(13) 低入札価格調査	本件の入札に関して、業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、落札保留とし、調査の

区分	要件
	<p>うえ落札者を決定する。</p> <p>なお、調査対象となった当該入札参加者は、本市の求めに応じて、積算根拠や履行体制等について確認できる資料を提示すること。</p> <p>なお、調査の結果、履行困難と判断したときは、当該入札参加者を失格とする場合がある。</p>

7. 落札者の決定

有効な入札書等を提示した本件の入札参加者であって、予定価格の範囲内で最も低額な価格をもって入札した者を落札者として決定し、契約の相手方とする。

7.1. 落札候補者が複数人であった場合

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじをひかない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が、該当する者に代わってくじ引きを行う。

7.2. 落札者の公表等

本市は、落札者の決定後速やかに、落札結果を入札参加者へ書面にて通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

7.3. 落札者決定の取り消し

落札者と決定した者が、契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札者の決定を取り消すものとする。

8. 入札の無効

本件の入札について、次の【図表 8.】に該当する場合は、該当の者が行った入札を無効とする。

【図表 8.入札の無効要件】

区分	要件
(1) 無資格	競争に参加する者に必要な資格がない者及び代理権のない者がした入札した場合。
(2) 識別不明	入札書等の記載事項中で、入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい場合。

区分	要件
(3) 複数入札	入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
(4) 不正入札	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった場合。
(5) 虚偽入札	提出書類の虚偽等により、公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合。
(6) 未到着	入札公告において示した入札書等について、「入札書提出期限」までに到着しなかった場合。
(7) その他	入札公告等において示したその他入札に関する条件に違反した場合。

9. 契約保証金

「新潟市契約規則」第 33 条及び「物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領」の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、「新潟市契約規則」第 34 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。
- 過去 2 年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10. 契約の締結

(1) 契約の締結

本市は、「新潟市共通基盤システム機器調達及び保守業務契約書(案)」(以下、「契約書」という。)を契約条項の原案とし、落札者と契約書に関する協議を行った後に、本業務委託契約の締結に関する手続きを行う。

落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く。）以内の間に本業務委託契約を締結すること。ただし、災害発生等の特別な事情があると本市が認めるときは、契約の締結を延伸することができる。

(2) 言語・通貨

本業務の契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約の停止等

本件の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続きに基づく苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) 支払いの条件

本市は、仕様書に示す履行報告書の納品を契機に、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払うことを原則とし、本市と落札者の間で支払いに関する協議を行った後に契約書で定める。ただし、前払い金は支払わない。

11. 留意事項

(1) 入札参加に関する費用

本件の入札に関して、入札参加者が入札参加のために要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 資料受領後の確認連絡

入札参加者は、本市から通知及び資料を受領した後、速やかに内容を確認し、受領できたことを必ず連絡すること。

(3) 入札書等の引換えや変更

入札参加者又はその代理人は、一度入札した書類の引換え、変更、取消しをすることができない。

(4) 期限

本市が指定した日時を過ぎて到着した入札参加申請書や入札書等は、いかなる理由があっても無効とする。

(5) 入札参加者名に関する問い合わせ

入札参加者は、本書で定める質問手続以外の問い合わせ（入札参加者数及び入札参加者名等に関する質問）を行ってはならない。

なお、入札参加者がこれに反する行為を行った場合は、その者が行った入札を無効とする。

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務仕様書

平成 28 年 12 月
新潟市総務部 IT 推進課

目次

1	業務の名称.....	1
2	納入場所	1
3	賃貸借期間	1
4	契約形態及び支払い	1
5	業務の目的.....	2
6	業務の内容.....	2
7	保守業務の仕様	4
8	調達機器等の仕様	6
9	成果物等	16
10	その他特記事項.....	17
	別紙 1「ソフトウェア要件書」	20

新潟市共通基盤システム 機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

本仕様書は、新潟市共通基盤システム（以下、「本システム」という。）のハードウェア、ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）の調達、賃貸借、保守等に関して、新潟市（以下、「本市」という。）と受注者との契約履行に必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務」

2 納入場所

新潟市総務部 IT 推進課が指定する場所

3 賃貸借期間

平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日まで（60 か月）

4 契約形態及び支払い

(1) 契約形態

月額賃貸借金額を定めて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

なお、詳細は、「新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託契約書」（以下、「契約書」という。）で定める。

(2) 契約方法

本業務は、公募型・最低価格落札方式一般競争入札で調達し、本市とその落札者の間で 2 者契約を行う。

なお、本業務の落札者が、保守業務等の部分的な範囲を他の者に委託（再委託）しようとする場合、本市が示す所定の様式をもって再委託の申請を行い、本市の承認を得ること。

(3) 支払実績の起点

支払いについては、受託者が機器を本市（または、システム構築業務受託者）へ引き渡した時点（平成 29 年 3 月分）から発生するものとする。

(4) 支払方法

本市は、本書で定める成果物の納入、報告書の提出、履行届出書の提出により、受託者へ「契約書」で定めた対価を月額で支払う。受託者は、月額払いの請求書について、賃貸借と保守の内訳がわかるようにすること。詳細は、契約後、本市担当者へ確認すること。

また、毎月 25 日に対価を支払う場合は、本市の支払い事務の都合上、10 営業日前

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

に履行届書の提出及び検査が完了しなければならないことを留意すること。

5 業務の目的

本システムの機器更新にあたり、必要なハードウェア（サーバ機、ネットワーク機器、後述する本市が用意するラックへ機器を搭載するために必要となる部材を含む）及びソフトウェアについて、保守を含めて調達するものである。

調達した機器等は、本市が指定する静岡県沼津市内にあるシステム構築業務受託者の作業拠点（以下、「構築作業場所」という。）に搬入し、システム構築に伴う設定作業等を実施した後、本市が指定する新潟県新潟市中央区内の機器等設置場所（以下、「機器等設置場所」という。）に移設して使用する。

なお、本業務のスケジュールは、図1のとおりとする。

【図1 業務スケジュール】

No	項目	役割分担		平成 29 年			
		ア	イ	1月	2月	3月	4月
1	構築作業場所への搬入及び設置作業	○	－		▲2/20～2月末まで		
2	調達機器等の設定作業(受注者より再委託可)	○	－				
3	システム構築業務受託者の設定作業	－	○				
4	機器等設置場所への搬入及び付帯作業	○	－				▲4/17目標
5	機器等の賃貸借及び保守(支払期間)	○	－				

※ ア：受注者

イ：システム構築業務受託者

6 業務の内容

本業務の受注者は、下記の業務について、本市と協議・合意の上、実施すること。

(1) 機器等の賃貸借

本仕様書「8 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件にかなったハードウェア及びソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。

また、機器等の設置に伴って必要となる物品（ケーブルや接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

(2) 設定作業

「(1)機器等の賃貸借」に示す機器等及び物品（以下、「本調達機器等」という。）について、OS 及びミドルウェアのインストール、ネットワーク機器の設定を実施すること。設定内容は事前に本市及びシステム構築業務受託者に提示の上、承認を得ること。

作業の遅延等に起因するシステム構築業務受託者作業の工程遅延、発生する費用

負担などの危険負担は受注者が負うものとする。

(3) 構築作業場所への搬入及び設置作業

本調達機器等を、本市と協議の上、平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月末（予定目標）までに構築作業場所に搬入し、設置すること。日時及び搬入場所については、本市及びシステム構築業務受託者と協議すること。

なお、搬入及び設置作業等にかかる費用は、受注者が負担すること。

(4) 機器等設置場所への搬入及び付帯作業

システム構築業務受託者による作業完了後、本市と協議の上、本調達機器等を平成 29 年 4 月 17 日（予定目標）までに機器等設置場所に搬入すること。日時及び搬入場所については、本市及びシステム構築業務受託者と協議すること。

また、これに付帯する、機器等のラック搭載作業、電源の配分作業、ケーブルの接続作業等を実施すること。この際、LAN ケーブルの両端のコネクタ付近には行き先表示（タグ）を付け、機器間の接続が容易に判るように施すこと。

なお、搬入及び付帯作業等にかかる費用は、受注者が負担すること。

また、搬入時に現地にて機器の初期動作確認を実施し、機器の起動や動作に問題がないことを確認すること。

(5) 交換部品の確保

本調達機器等の故障に備え、サーバ機器、共有ディスク装置、ネットワーク機器等の交換部品等を、機器等設置場所に 1 時間以内に搬入できる保守拠点に確保すること。

なお、対象機器の範囲については、本市と受注者とで協議の上、決定する。

(6) 保守

本仕様書「7 保守業務の仕様」に示すハードウェア保守、ソフトウェア保守を実施すること。

(7) 機器等の引き取り

本調達機器等の賃貸借終了後、データ及び設定情報の消去、ラックからの機器等の取り外しを実施した上で、機器等設置場所の本調達機器等を引き取ること。

なお、引き取り完了後 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く。以降、日数に関する記載は同様とする。）以内に、本調達機器等のデータ及び設定情報を消去したことを証明する「データ及び設定情報消去証明書」を作成し、本市に納入すること。

また、引き取り等にかかる費用は、受注者が負担すること。

7 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

受託者は、システムが常に安全な機能を保つように、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

なお、保守にあたっては、別紙「共通基盤システム要件定義書（非機能要件編）」を参考にすること。

ア 基本要件

(ア) 対象

受託者は、「8 調達機器等の仕様」に示す本調達機器を対象として、各製造メーカーが提供する保守を行なうこと。

なお、保守期間は賃貸借期間と同一の期間とし、少なくとも年 1 回予防保守・活性保守を行なうこと。予防保守を行う時期は、本市と調整すること。

(イ) 作業計画・報告

受託者は、緊急的に発生する作業を除き、定期的な保守作業を行う際には、作業概要・対象日時・作業従事予定者・作業工程・影響範囲・対象資産等本市と共有すべき情報を「作業実施計画書（案）」としてまとめ、遅くとも作業実施 10 日前までに「作業実施計画書」の承認を受けること。

なお、緊急時に作業を実施する場合は、電話等で本市担当者へ概要を説明し、許可を得たうえで実施すること。

(ウ) 作業報告

受託者は、保守作業を行った際は、遅くとも作業実施 10 日後以内に「作業実施報告書」を本市に提出すること。

(エ) 技術支援

受託者は、技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

(ア) 連絡体制の共有

受託者は、本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備し、書面にて本市へ提示し、共有を図ること。また、体制の変更があった場合は、変更後の体制を速やかに本市へ提示すること。なお、本市担当者の連絡先は、契約締結後に提示し、担当者の変更があった場合は、変更後の体制を速やかに提示する。

(イ) 連絡受付時間帯

新潟市共通基盤システム 機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

受託者は、平日の本市窓口開庁時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)の間、本市からの問い合わせを受け付けること。

ただし、本システムを起因とする障害は、本市の行政事務・市民サービス全体に影響を及ぼすため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも本市が連絡を取れるような体制を確保すること。

(ウ) 状況報告

受託者は、障害を検知または本市から障害発生連絡を受けてから 1 時間以内に、本市担当者へ状況(事象・想定原因・想定影響範囲・復旧見込み時間・対応方法案)を報告し、復旧作業に着手する許可を得ること。本市担当者は、状況報告を受けた後、本市関係者へ状況報告を行う。

また、復旧作業中は、定期的に本市担当者と連絡・調整を図り、障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間、前回報告時からの変化等を共有し、復旧に臨むこと。

なお、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の午前 8 時 30 分までには復旧作業を開始すること。

(エ) 復旧時間

受託者は、部品の修理や手配、交換等の復旧作業全てについて、障害対応開始から 12 時間以内に完了すること。

ただし、本市の許可を得て一時的に代替機器を用いて障害を回避できる場合は、回避できた実時間を除外することができる。

なお、代替機器の調達及びその設定や設置に係る費用は、全て受注者が負担すること。

(オ) 派遣技術者の要件

受託者は、復旧作業にあたり、対象機器に精通した技術者、または、精通した技術者から対応方法の指示を受けた技術者を派遣すること。

また、復旧作業中の派遣回数を制限しないこととし、派遣にかかる費用は別途発生しないこと。

(カ) 是正措置

障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じ、本市と協議すること。

(キ) その他

システム構築業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間についても上記同様の保守対応をすること。

(2) ソフトウェア保守

ア 保守期間

保守期間は、賃貸借期間及びシステム構築業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間とすること。

イ 修正版プログラム

障害時及び脆弱性発見時などには、本市の求めに応じてソフトウェアに関する調査を行ない、ソフトウェアの不具合が判明した場合には、修正版プログラムの提供を行なうこと。

なお、本市が指定するミドルウェアを除き、導入したソフトウェアに不具合が発見された場合には、本市と協議の上、修正版プログラムの適用を行なうこと。

また、システム構築業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間についても対応すること。

(3) 技術支援

受託者は、障害発生に関わらず、本市の求めに応じて、本調達機器等についての技術支援を遅滞なく行なうこと。

なお、技術支援の遅延等に起因するシステム構築業務受託者作業の工程遅延、発生する費用負担などの危険負担は受注者が負うものとする。

また、引継を行っていない操作については、本業務の受託者が現地にて操作を行なうこと。

8 調達機器等の仕様

(1) 調達機器等一覧

調達する機器等は、以下のとおりとする。受注者は、納入する機器の名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を記した「納入機器等一覧表」及び「ラックマウント構成図」を作成し、契約締結後 10 日以内に本市に提出すること。

なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

【表 1 調達機器等一覧】

項番	機器名	数量	備考
ア	業務用仮想化基盤サーバ	5 台	表 3
イ	共有ディスク装置	1 台	表 4
ウ	DB/バッチサーバ	2 台	表 5
エ	バックアップサーバ	1 台	表 6
オ	バックアップテープ装置	1 台	表 7
カ	負荷分散装置	2 台	表 8

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

項番	機器名	数量	備考
キ	L2 スイッチ (庁内接続用)	2 台	表 9
ク	L2 スイッチ (システム統合基盤接続用)	2 台	表 10
ケ	L2 スイッチ (管理用)	2 台	表 11
コ	運用監視クライアント	2 台	表 12
サ	ラック関連機器	一式	表 13

(2) システムラック搭載条件

調達機器は、「コ 運用監視クライアント」を除き、全てのハードウェアは、本市が利用するデータセンターに設置している以下の表 2 に記載のシステムラックに搭載できること。

また、搭載するラックの本数は 2 本以内に搭載できる構成とすること。

【表 2 システムラック基本条件】

メーカー名・型番	外形寸法			パネル取付 有効スペース
	単位：mm			
日東工業株式会社 FSS100-722EK	W 700	H 2,200	D 1,017	EIA (タテ) 46U

(3) 調達機器等仕様詳細

ア 業務用仮想化基盤サーバ (5 台)

【表 3 業務用仮想化基盤サーバ】

区分	諸元	備考
ハードウェア		
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Intel Xeon プロセッサ E5-2697v4 (2.30GHz/18 コア/45MB) ×2 または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	384GB 以上であること。	
内蔵 HDD	回転数 10,000rpm 以上、接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し、RAID1 で構成し、記憶容量 900GB 以上を確保できること。なお、HDD は活性交換が行えること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM8 倍速以上、CD-ROM24 倍速以上の読み込み速度の光ディスクドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「イ 共有ディスク装置」と接続可能な 8Gbps 以上のファイバチャネルポートを、2 ポート以上有していること。	
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポー	

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分	諸元	備考
	トを4ポート以上有していること。 10GBASE 対応の LAN ポートを2ポート以上有していること。	
電源装置	AC100V 50/60Hz で、冗長化により2個以上搭載していること。また、活性交換が行えること。	
ソフトウェア		
OS	指定 VMware ESXi 6.0	VMware 社製
その他		
制御機能	「ア 業務用仮想化基盤サーバ」内に構築する運用管理用仮想マシンを経由し、ネットワーク (LAN) を介して、指定した日時にシャットダウン、起動が行えること。	
管理機能	ネットワーク (LAN) を介して、コンソールの表示・操作、電源の操作が行えること。	
KVM	「サーバラック関連機器」に記載の「 <u>KVM スイッチ</u> 」と接続して本体の操作が行えること。	

イ 共有ディスク装置 (1台)

【表4 共有ディスク装置】

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	2.5 インチ SSD を 30 台以上搭載できる構成であること。2.5 インチ HDD を 55 台以上搭載できる構成であること。3.5 インチ HDD を 25 以上搭載できる構成であること。	
SSD (RAID5)	接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し、RAID5 で構成し、記憶容量 32.5TB 以上を確保できること。また、SSD は活性交換が行えること。	主に業務ディスク領域として用いる。
HDD (RAID5)	回転数 10,000rpm 以上、接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し、RAID5 で構成し、記憶容量 44.5TB 以上を確保できること。また、HDD は活性交換が行えること。	主にシステム領域として用いる。

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分	諸元	備考
HDD (RAID5)	回転数 7,200rpm 以上，接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し，RAID5 で構成し，記憶容量 56TB 以上を確保できること。また，HDD は活性交換が行えること。	バックアップ領域として用いる。
ホットスペア	本表の「 <u>SSD (RAID5)</u> 」「 <u>HDD (RAID5)</u> 」に記載のディスクのホットスペア用のディスクを1台以上内蔵すること。HDD に障害があった場合は，自動でホットスペア用ディスクが使用できる構成であること。また，HDD は活性交換が行えること。	
コントローラ	2 個搭載していること。	
キャッシュ	キャッシュを搭載し，停電時にキャッシュ内容を保護できること。	
ホスト接続インタフェース	「 <u>ア 業務用仮想化基盤サーバ</u> 」「 <u>ウ DB/バッチサーバ</u> 」「 <u>エ バックアップサーバ</u> 」と FC スイッチを用いて接続可能な 8Gbps 以上のファイバチャネルポートを 2 ポート以上有していること。	
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応または同等以上の性能の LAN ポートを 1 ポート以上有していること。	
電源装置	AC100V 50/60Hz で，冗長化により 2 個以上搭載していること。また，活性交換が行えること。	
ソフトウェア		
管理機能	ネットワーク (LAN) を介して，GUI またはコマンドラインにて，RAID の構成や本機器の稼働状態の確認が行えること。	

ウ DB/バッチサーバ (2 台)

【表 5 DB/バッチサーバ】

区分	諸元	備考
ハードウェア		
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Intel Xeon プロセッサ E5-2637v4 (3.50GHz/4 コア/15MB) ×2 または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	128GB 以上であること。	

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分	諸元	備考
内蔵 HDD	回転数 10,000rpm 以上，接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し，RAID1 で構成し，記憶容量 900GB 以上を確保できること。なお，HDD は活性交換が行えること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM8 倍速以上，CD-ROM24 倍速以上の読み込み速度の光ディスクドライブを内蔵していること。	
ホストバスアダプタ	「 <u>イー共有ディスク装置</u> 」と接続可能な 8Gbps 以上のファイバチャネルポートを，2 ポート以上有していること。	
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 4 ポート以上有していること。	
電源装置	AC100V 50/60Hz で，冗長化により 2 個以上搭載していること。また，活性交換が行えること。	
ソフトウェア		
OS	指定 Red Hat Enterprise Linux 6.7 版	Red Hat 社製
その他		
管理機能	ネットワーク (LAN) を介して，コンソールの表示・操作，電源の操作が行えること。	
KVM	「 <u>サーバーラック関連機器</u> 」に記載の「 <u>KVM スイッチ</u> 」と接続して本体の操作が行えること。	

エ バックアップサーバ (1 台)

【表 6 バックアップサーバ】

区分	諸元	備考
ハードウェア		
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Intel Xeon プロセッサ E5-2623v4 (2.60GHz/4 コア/10MB) ×2 または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	16GB 以上であること。	
内蔵 HDD	回転数 10,000rpm 以上，接続インタフェース SAS (6Gb/s) または同等以上の性能を有し，RAID1 で構成し，記憶容量 900GB 以上を確保できること。なお，HDD は活性交換が行えること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM8 倍速以上，CD-ROM24 倍速以上の読み込み速度の光ディスクドライブを内蔵していること。	

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分		諸元	備考
	ホストバスアダプタ	「イ 共有ディスク装置」と接続可能な 8Gbps 以上のファイバチャネルポートを、2 ポート以上有していること。「オ バックアップテープ装置」と接続可能な接続インタフェース SAS (6Gb/s) を 2 ポート以上有すること。	
	LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 2 ポート以上有していること。	
	電源装置	AC100V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。また、活性交換が行えること。	
ソフトウェア			
	OS	指定 Microsoft Windows Server 2012 R2 Standard Edition 64bit 版	Microsoft 社製
その他			
	管理機能	ネットワーク (LAN) を介して、コンソールの表示・操作、電源の操作が行えること。	
	KVM	「サ ラック関連機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	

オ バックアップテープ装置 (1 台)

【表 7 バックアップテープ装置】

区分		諸元	備考
ハードウェア			
	テープドライブ	LTO Ultrium 7 規格 (非圧縮時 6TB/巻) または同等以上の規格のメディアへの書き込み及び読み込みが可能なドライブを 4 台以上搭載していること。	
	搭載メディア	48 巻以上搭載可能であること。カートリッジマガジン等を搭載し、自動でメディアの切替えが行えること。	
	ホスト接続インタフェース	「エ バックアップサーバ」と接続可能な接続インタフェース SAS (6Gb/s) を 2 ポート以上有すること。	
	LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX 対応または同等以上の性能の LAN ポートを 1 ポート以上有していること。	
その他			
	管理機能	ネットワーク (LAN) を介して、GUI にて、本機器の稼働状態の確認・操作が行えること。	

カ 負荷分散兼ファイアーウォール装置 (2 台)

【表 8 負荷分散兼ファイアーウォール装置】

区分	諸元	備考
ロードバランス機能	L7 ロードバランス機能を有していること。	
接続要求処理方式	指定した IP アドレスへの接続要求について、負荷分散対象とすることができること。	
負荷分散方式	ラウンドロビン (均等負荷分散) または最少接続方式による負荷分散が行えること。	
監視機能	機器の異常時に、メール通知を行えること。	
準拠規格	IEEE802.1Q(タグ VLAN)の規格に準拠していること。	
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 12 ポート以上有していること。リンクアグリゲーションに対応していること。	
電源装置	AC100V 50/60Hz で、冗長化により 2 個以上搭載していること。	

キ L2 スイッチ (庁内接続用) (2 台)

【表 9 L2 スイッチ (庁内接続用)】

区分	諸元	備考
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 24 ポート以上有していること。リンクアグリゲーションに対応していること。	

ク L2 スイッチ (システム統合基盤接続用) (2 台)

【表 10 L2 スイッチ (システム統合基盤接続用)】

区分	諸元	備考
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 10 ポート以上有していること。10GBase 対応の LAN ポートを 5 ポート以上有していること。	

ケ L2 スイッチ (管理用) (2 台)

【表 11 L2 スイッチ (管理用)】

区分	諸元	備考
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポー	

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分	諸元	備考
	トを 48 ポート以上有していること。	

コ 運用監視クライアント (2 台)

【表 12 運用監視クライアント】

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	ノート型 PC	
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Intel Celeron 3855U プロセッサ (1.60GHz/2 コア/2MB) または同等以上の性能であること。	
メインメモリ	4GB であること。	
光ディスクドライブ	DVD-ROM8 倍速以上, CD-ROM24 倍速以上の読み込み速度の光ディスクドライブを内蔵していること。	
LAN ポート	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを有していること。	
ディスプレイ	15.6 型以上の液晶ディスプレイ, 解像度 1,366×768 以上であること。	
マウス	光学式マウスまたは同等以上であること。	
USB ポート	USB2.0 規格に準拠した USB ポートを 2 ポート以上有していること。	
キーボード	日本語キーボードであること。	
ソフトウェア		
OS	指定 Microsoft Windows 8.1 Pro 64bit 版	Microsoft 社製
オフィスアプリケーション	指定 Microsoft Office Personal 2016	Microsoft 社製
運用監視	別紙 1「ソフトウェア要件書」のとおり。	

サ ラック関連機器 (一式)

【表 13 ラック関連機器】

区分	諸元	備考
KVM スイッチ	「ア 業務用仮想化基盤サーバ」「ウ DB/バッチサーバ」「エ バックアップサーバ」と接続できること。	
ラック・コンソール	ディスプレイとキーボード/ポインティングデバイスが一体型であること。ディスプレイは 17 型の液晶	

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

区分	諸元	備考
	ディスプレイ, 解像度 1,280×1,024 であること。また, 本表の「 <u>KVM スイッチ</u> 」に記載の各サーバのディスプレイを切り替えにより表示できること。	

シ その他ソフトウェア (一式)

【表 14 その他ソフトウェア (指定)】

諸元	数量
仮想環境管理ソフト(1)	
指定 VMware vCenter Server 6 Standard	一式
仮想環境管理ソフト(2)	
指定 VMware vSphere 6 Standard	一式
仮想 OS(1)	
指定 Windows Server 2012 R2 Datacenter(2CPU)バンドル	一式
仮想 OS(2)	
指定 Red Hat Enterprise Linux Server 6	一式
クラスタリングソフト	
指定 PRIMECLUSTER HA Server サーバライセンス 2CPUmodel 4.4	一式

【表 15 その他ソフトウェア (想定)】

諸元	数量
仮想環境管理ソフト(3)	
ServerView Resource Orchestrator Cloud Edition V3	一式
自動運転ツール	
Systemwalker Operation Manager Standard Edition V13.8	一式
監視ツール	
Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition V15 (マネージャー用)	一式
Systemwalker Centric Manager クライアントライセンス V15	一式
構成管理	
Systemwalker Desktop Patrol V15	一式
Systemwalker Desktop Patrol クライアントライセンス V15	一式
バックアップ管理ソフト	
Arcserve Backup r17 for Windows	一式
Arcserve Backup r17 for Windows Enterprise Module	一式
Arcserve Backup r17 for Windows Tape Library Option	一式

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

諸元	数量
バックアップソフト	
Arcserve Backup r17 for Windows Base with Disaster Recovery Option	一式
Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License	一式
監視エージェント	
Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition V15	一式
ウイルス対策ソフト	
McAfee VirusScan Enterprise for Linux	一式
DB バックアップソフト	
Symfoware Server Advanced Backup Controller	一式

タ 業務パッケージ(一式)

【表 16 業務パッケージ】

諸元	数量
業務パッケージ(共通基盤)	
指定 IC21 共通基盤 データ連携基盤 V3 50 万人以上 (富士通社製)	2
指定 IC21 共通基盤 データ連携基盤 V3 検証パック (富士通社製)	1
指定 IC21 共通基盤 文字基盤 V3 50 万人以上 (富士通社製)	1
指定 IC21 共通基盤 文字基盤 V3 外字 OP 50 万人以上 (富士通社製)	1
指定 IC21 共通基盤 統合運用基盤 V3 管理サーバ (富士通社製)	1
指定 IC21 共通基盤 統合運用基盤 V3 10 エージェントライセンス (富士通社製)	3
指定 IC21 基盤 共通制御 V3 共通クライアント 日本語拡張オプション 100CL (富士通社製)	4

(4) 調達機器等仕様の補足事項

- 本体，その他全ての付属品は，中古品であってはならない。
- 本体，その他全ての付属品は，本市が指定する場所に納入すること。
- 機器などの保守を行うものが自ら一体的に保守が行えるように，同一メーカー，同一機種，同一品質であるよう配慮すること。

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

- 本体，その他全ての付属品の設置に伴って必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無にかかわらず，全て提供すること。
- 導入に際して，梱包材，本市が不要と判断する付属品，マニュアル等を撤去すること。
- 本調達機器等は，入札時点での最新ファームウェアがインストールされ，かつ，「表 16 業務パッケージ」で示す製品について，ハードウェアメーカーにより動作が保証されていること。
- 受注者は，別紙 1「ソフトウェア要件書」に記載する利用サーバ台数に必要な数量を算出し納入するものとし，CPU ライセンス等もあわせて納入するものとする。ただし，数量の指定のあるものは，指定された数量以上を納入すること。
- 「表 15 その他ソフトウェア（想定）」に示すソフトウェアは，想定製品であり，別紙 1「ソフトウェア要件書」に記載する仕様を満たすソフトウェアを導入することができる。但し，想定ソフトウェア以外を納入する場合は，本市及びシステム構築業務受託者に提示の上，承認を得ること。
- ソフトウェアの種類ごとに，インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用意すること。なお，言語は日本語版を用意すること。
- 「Windows Server 2012 の CAL」は，本市が用意するため，本調達に含めない。

9 成果物等

(1) 成果物

受注者は，表 17 に示す成果物について，Microsoft Office 製品または PDF 形式で作成の上，CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したもの 1 部を 1 セットにして納入すること。

なお，表 17 に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は，本市と受注者とで協議し，あらかじめ成果物の名称及び内容，納入期日等を決定の上，作成すること。

【表 17 成果物一覧】

No.	名 称	内 容	納入期日
1	納入予定機器等一覧表	「8 調達機器等の仕様」に示す，納入予定機器の名称，型番，販売価格，提供価格，保守費用，リース料率を，一覧表形式で記述した文書。	契約締結後 10 日以内
2	ラックマウント構成図	「8 調達機器等の仕様」に示す，本市に納入する機器を，本市が用意するシステムラックに搭載したときの構成，電源，消費電力，重量等を示した図。	契約締結後 10 日以内

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

No.	名称	内容	納入期日
3	機器等納入証明書	「8 調達機器等の仕様」に示す、本市に納入する機器について、納入を証明する文書。	機器搬入後 10 日以内
4	動作確認証明書	「8 調達機器等の仕様」に示す、納入機器の構築作業について、実施した動作確認内容、確認結果を記述した文書。	構築作業実施後 10 日以内
5	作業計画書	「7(1) ハードウェア保守」に示す、納入機器の保守作業について、予定される作業体制、作業スケジュール、作業内容等を記述した文書。	作業実施 10 日前まで
6	作業報告書	「7(1) ハードウェア保守」に示す、納入機器の保守作業について、実施した作業内容、技術情報等を記述した文書。	作業実施後 10 日以内
7	事故等報告書	「新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務契約書（以下、「契約書」という。）」第 14 条に示す、本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故が発生した際の、詳細な報告、及び事故後の方針案を記述した文書。	事故発生後 3 日以内
8	データ及び設定情報消去証明書	「6(7) 機器等の引き取り」に示す、本調達機器等のデータ及び設定情報を消去したことを証明する文書。	機器等の引き取り完了後 10 日以内

(2) 著作権の取り扱い

「契約書」の記載による。

(4) 検査方法

「契約書」の記載による。

(5) 瑕疵担保責任

「契約書」の記載による。

10 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

(2) 機密性の厳守

**新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書**

受託者は、本市の最重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原則（機密性・完全性・可用性）を十分に理解しなければならない。

特に成果物の作成や本市の情報資産を扱う作業、本市庁舎内で作業を行う際は、本市が定めるセキュリティポリシーと同水準以上で作業を行うこと。

また、受託者は、「新潟市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害してはならず、本件業務の履行により知り得た本業務及び関連する業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

(3) 現地作業

受託者は、本市庁舎及び本システム設置予定場所（以下、「現地」という。）に入館する場合、あらかじめ本市の承認を得ること。

- 本市庁舎内は、あらかじめ警備員室に備える「作業従事者名簿」を提出するか、作業の実施ごとに実施 2 日前までに「作業員名簿届」を提出しなければ入館することができない。
- システム設置予定場所は、作業の 2 日前までに「入館申請書」を提出しなければ入館できない。ただし、緊急時の場合は、本市へ連絡すること。
- 公共の場であることを弁え、言動や身だしなみに注意し、節度を守ること。
- 入館・退館の手続きや施設利用条件は、あらかじめ本市に確認し、本市の指示に従うこと。
- 受託者は、現地で作業する場合、受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

(4) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

(5) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。

なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

【表 18 業務評価基準】

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

評価ランク	評価基準
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

新潟市共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務仕様書
別紙 1「ソフトウェア要件書」

※ 調達機器等一覧

【表 1 調達機器等一覧】

項番	機器名	数量	備考
ア	業務用仮想化基盤サーバ	5 台	表 3
イ	共有ディスク装置	1 台	表 4
ウ	DB/バッチサーバ	2 台	表 5
エ	バックアップサーバ	1 台	表 6
オ	バックアップテープ装置	1 台	表 7
カ	負荷分散装置	2 台	表 8
キ	L2 スイッチ (庁内接続用)	2 台	表 9
ク	L2 スイッチ (システム統合基盤接続用)	2 台	表 10
ケ	L2 スイッチ (管理用)	2 台	表 11
コ	運用監視クライアント	2 台	表 12
サ	ラック関連機器	一式	表 13

※ 本書にて「下線表記」となっている箇所は、本書及び仕様書本体「8 調達機器等の仕様」に記載する「表 1 調達機器等一覧」の機器名に対応している。

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

A ソフトウェア

(1) ソフトウェア一覧

調達するソフトウェアは、以下のとおりとする。受注者は、納入するソフトウェアの名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を記した「納入機器等一覧表」を作成し、契約締結後 10 日以内に本市に提出すること。

なお、納入するソフトウェアの変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

また、「表 2 ソフトウェア一覧」に記載する数量は、本市が指定・想定しているソフトウェアを導入する場合の個数である。受注者は、本書及び仕様書本体「8 調達機器等の仕様」に記載する「表 1 調達機器等一覧」に基づき、必要なライセンスを納入すること。

【表 2 ソフトウェア一覧】

項番	ソフトウェア名	数量	備考
1	仮想環境管理ソフト(1)	一式	表 3
2	仮想環境管理ソフト(2)	一式	表 4
3	仮想 OS(1)	一式	表 5
4	仮想 OS(2)	一式	表 6
5	クラスタリングソフト	一式	表 7
6	仮想環境管理ソフト(3)	一式	表 8
7	自動運転ツール	一式	表 9
8	監視ツール	一式	表 10
9	構成管理	一式	表 11
10	バックアップ管理ソフト	一式	表 12
11	バックアップソフト	一式	表 13
12	監視エージェント	一式	表 14
13	ウイルス対策ソフト	一式	表 15
14	DB バックアップソフト	一式	表 16

B 仮想環境管理ソフト(1)

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 3 仮想環境管理ソフト(1)仕様】

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
利用サーバ等	仮想マシン×1	
指定ソフトウェア	「VMware vCenter Server 6 Standard」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
仮想化環境やリソースの一元管理	・仮想マシンと ESXi を含めた仮想化環境の一元管理ができること。CPU、メモリ、ストレージ、ネットワークなどのリソースの一元管理ができること。	

C 仮想環境管理ソフト(2)

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表4 仮想環境管理ソフト(2)仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	業務用仮想化基盤サーバ×5	
指定ソフトウェア	「VMware vSphere 6 Standard」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
自動的な再起動	・物理サーバの故障による業務の停止時間を最小限にするため、仮想マシンを自動的に再起動できること。	
仮想マシンの移動	・「表3 仮想環境管理ソフト(1)仕様」に示すソフトウェアと連携し、仮想マシンをサーバ間で移動できること。	

D 仮想 OS(1)

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表5 仮想 OS(1)仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	仮想マシン×21	
指定ソフトウェア	「Windows Server 2012 R2 Datacenter(2CPU)バンドル」	
ライセンス	無制限の仮想マシンに Windows Server を利	

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
	用できるように、「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。ただし、業務用仮想化基盤サーバ×5上のいずれで稼動させても問題のないようなライセンス数とすること。	
問題解決支援	仕様、操作方法に関する質問や、ソフトウェアが正常に動作しない場合の原因調査、回避措置に関する質問・相談に対応すること。	
修正提供	重大障害修正やセキュリティ修正を提供すること。	

E 仮想 OS(2)

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表6 仮想 OS(2)仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	仮想マシン×8	
指定ソフトウェア	「Red Hat Enterprise Linux Server 6」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
問題解決支援	仕様、操作方法に関する質問や、ソフトウェアが正常に動作しない場合の原因調査、回避措置に関する質問・相談に対応すること。	
修正提供	重大障害修正やセキュリティ修正を提供すること。	

(2) 設定要件

【表6 仮想 OS(2)設定要件】

区分	諸元	備考
yum 環境	Linux サーバのパッチ統合管理を行うための yum ¹ 環境を提供すること。	

¹ Yellowdog Updater Modified の略。Linux 環境において、OS へのソフトウェアの導入と削除、依存関係の整理などを行うパッケージ管理ツールを指す。

F クラスタリングソフト

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表7 クラスタリングソフト仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	DB/バッチサーバ×2	
指定ソフトウェア	「PRIMECLUSTER HA Server サーバライセンス 2CPUmodel 4.4」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、 必要ライセンス数を導入すること。	
サーバ異常の監視機構	<ul style="list-style-type: none"> ・システム状態の定期的な監視（ハートビート監視）機構により、サーバ異常の検出/確実なフェイルオーバを実現できること。 ・ハードウェア機構を利用した異常サーバの強制停止機能により、両系からの同時アクセスによるデータ破壊やネットワークアドレスの競合を防止できること。 	

G 仮想環境管理ソフト(3)

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表8 仮想環境管理ソフト(3)仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	仮想マシン×1	
想定ソフトウェア	「ServerView Resource Orchestrator Cloud Edition サーバライセンス V3」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、 必要ライセンス数を導入すること。ただし、 仮想化基盤サーバ×5 上に動作する仮想マシン すべてを管理できるライセンス数とすること。	
リソース管理	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想環境のリソース（CPU、メモリ、ディスク）を一元管理できること。 ・サーバの稼働状況やリソース使用状況を一括して把握できること。 	

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
課金管理	・仮想マシンの起動時間などもとに、共通基盤システムに係る費用を按分するための根拠情報を集計できること。	
クラウド環境の管理	・物理・仮想ネットワークを画面で表示できること。 ・業務ネットワーク画面（論理プラットフォーム構成）を画面で表示できること。 ・物理・仮想リソースをリストで一覧表示できること、また、CSVに出力もできること。	

H 自動運転ツール

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表9 自動運転ツール仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	仮想マシン×2 統合運用管理基盤サーバ×2 バックアップサーバ×1	
想定ソフトウェア	「Systemwalker Operation Manager Standard Edition V13.8」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
実行制御	・スケジュールを作成しジョブの自動運転ができること。 ・GUI上でフロー定義のための制御部品を組み合わせて、簡易にジョブネットワークを作成できること。 ・休日・祝日を指定した日にジョブネットを起動しないように指定できること。 ・実行予想時間との比較によるガントチャート監視が可能であること。 ・実行結果を色分けし、以上ジョブが一目でわかること。	
管理機能	・複数のサーバで実行するジョブネットの状況を一つの監視画面で監視できること。	

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブが異常終了・強制終了した場合、通知できること。 ・ジョブが異常終了した場合に、リカバリ用ジョブにて自動復旧できること。 	

I 監視ツール

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 10 監視ツール仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	統合運用管理基盤サーバ×2 (サーバ) 保守端末×2 (クライアント)	
想定ソフトウェア	「Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition (マネージャ用) V15」 「Systemwalker Centric Manager クライアントライセンス V15」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
アプリケーションの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・分散するサーバ上で稼働するアプリケーションを自動検出し、稼働状態を監視画面に表示できること。 ・CPUの使用率や仮想メモリ容量などをしきい値による性能監視を行うことで、リソース不足を検知できること。 	
性能監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク機器のトラフィック情報、およびサーバ性能を集中監視できること。 ・サーバ上のアプリケーションの性能情報をしきい値監視できること。 	
高信頼システムの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスタシステムで構築した業務サーバを管理できること。 ・クラスタシステムを構成する各ノード、クラスタシステム上の業務、フェイルオーバー発生などを集中管理できること。 	
業務の監視	・システムやネットワーク、アプリケーションなどの業務を構成する単位で監視できる	

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
	こと。 ・障害が発生した場合に、さらに関連して影響を受けるシステムやネットワーク、アプリケーションを把握できること。	

J 構成管理

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 11 構成管理仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	統合運用管理基盤サーバ×1 仮想マシン×21	
想定ソフトウェア	「Systemwalker Desktop Patrol V15」 「Systemwalker Desktop Patrol クライアントライセンス V15」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
インベントリ情報の収集	・自動的に最新のインベントリ情報を収集し、ICT 資産構成情報のデータベースを構築できること。	
自動セキュリティ監査	・セキュリティパッチが適用されていないサーバを検出できること。	
ライセンス管理	・ソフトウェアライセンスの使用状況やソフトウェア稼働状況を確認できること。	
レポート出力	・稼働している資産の状況レポートが出力できること。 ・ライセンス使用状況レポートが出力できること。	
管理台帳	・機器（ネットワーク機器、パソコン、サーバ）、ライセンス、セキュリティパッチを一元的に管理できること。 ・変更履歴を管理できること。	

K バックアップ管理ソフト

(1) 仕様

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 12 バックアップ管理ソフト仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	バックアップサーバ×1	
想定ソフトウェア	「Arcserve Backup r17 for Windows」 「Arcserve Backup r17 for Windows Enterprise Module」 「Arcserve Backup r17 for Windows Tape Library Option」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
統合バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ Windows マシン, Linux マシン, 仮想マシンをバックアップできること。 ・ バックアップイメージから, ファイル・フォルダ単位, ボリューム単位のリストアが可能なこと。 ・ Windows マシンは起動中であってもバックアップできること。(オンラインバックアップ) ・ Windows マシンの障害時は, OS インストール無しでリストアできること。 ・ 仮想マシンは起動中であってもバックアップできること。(オンラインバックアップ) 	
GUI 操作	<ul style="list-style-type: none"> ・ GUI によりバックアップ操作が行えること。 ・ GUI により, バックアップのスケジューリングができること。また, ステータス管理できること。 	
ストレージ装置との連動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレージのディスクを 1 次バックアップ先として指定できること。(Disk To Disk バックアップ) 	
LTO ライブラリ装置との連動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する LTO ライブラリ装置と連動したバックアップが行えること。(LTO ライブラリ装置内のテープ交換, マウントが行えること。) ・ 電源投入, 切断時のジョブについて, 起動, 切断のパターンを組み合わせて設定できる 	

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

区分	諸元	備考
	こと。	

L バックアップソフト

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 13 バックアップソフト仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	バックアップサーバ×1 業務用仮想化基盤サーバ×5	
想定ソフトウェア	「Arcserve Backup r17 for Windows Base with Disaster Recovery Option」 「Arcserve Backup r17 for Windows VM Agent per Host License」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数導入すること。	
災害復旧	Windows サーバに障害が発生した際、OS やバックアップソフトウェアをインストールせずに、ダウンしたサーバを迅速かつ容易に復旧することができること。	
VDDK 連携	VMware が提供している vStorage API (VDDK:Virtual Disk Development Kit) と連携し、ゲスト OS のファイルとデータを保護できること。	
ゲスト OS のリモートバックアップ運用	・物理マシンと同様な運用イメージでバックアップ管理サーバへのリモートバックアップ・リストア運用ができること。 ・Linux 環境においては、ファイル単位のバックアップ・リストアができること。	
リモートサーババックアップ	・同一ネットワーク上の、バックアップソフトをインストールしている、バックアップ装置を接続したバックアップサーバへのバックアップ/リストアができること。	

M 監視エージェント

(1) 仕様

新潟市共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書
別紙1「ソフトウェア要件書」

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 14 監視エージェント仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	DB/バッチサーバ×2	
想定ソフトウェア	「Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition (エージェント用) V15」	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
基本仕様	「表 10 監視ツール仕様」に示すソフトウェアと連携可能であること。	

N ウイルス対策ソフト

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 15 ウイルス対策ソフト仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	業務用仮想化基盤サーバ上の仮想マシン×8 DB/バッチサーバ×2	
想定ソフトウェア	McAfee VirusScan Enterprise for Linux	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	

O DB バックアップソフト

(1) 仕様

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

【表 16 DB バックアップソフト仕様】

区分	諸元	備考
利用サーバ等	DB/バッチサーバ×2	
想定ソフトウェア	Symfoware Server Advanced Backup Controller	
ライセンス	「利用サーバ等」に記載する条件に基づき、必要ライセンス数を導入すること。	
基本仕様	ストレージに配置する DB 領域をコピーする際に、DB のサービスを起動したままバックアップができること。	